

令和3年12月11日 山二留守家庭児童育成室第1回保護者説明会 事前質問に対する回答

番号	質問	回答
●業務委託の実施について		
1	<p>そもそも子供の数（子育て世代）を増やすようなマンションや住宅を、インフラ整備も整っていない中どんどん増やしてきたのだから、保育所や保育士の不足問題に伴い、学童保育指導員の不足も問題になることは自治体が予測できたことであり、未だに指導員不足だと対策ができていないこと自体、今更感が否めない。</p> <p>指導員の処遇を正規雇用としない理由を市から直接聞きたい。</p>	<p>指導員のフルタイム勤務につきましては、指導員の業務が基本的に午後からであることから現時点では困難であると考えています。</p> <p>また、本市職員は職種を限定して採用しており、留守家庭児童育成室で勤務する指導員は午後1時から午後6時半までのパートタイムで勤務しています。</p> <p>例えば保育所を運営している民間事業者の場合は、午前中の勤務場所は保育所、午後からは育成室といったフルタイムの雇用形態で採用することができます。</p> <p>なお、公務員の給与制度には均衡の原則があり、情勢適応の原則や職務給の原則の下に制度設計されています。指導員の処遇につきましては、本市が任用する様々な職種、近隣市の状況や類似業種との均衡を求められるものです。</p>
2	<p>民間委託することで、どうして指導員の確保ができるのでしょうか。給与が一因なら、委託並みの給与に直営ではすることはできないのでしょうか。</p>	
3	<p>今も指導員の確保が難しいのに、民間になると集まるのでしょうか。勤務条件をよくして指導員を確保してほしい。</p>	
4	<p>今、指導員不足で民間委託の方向になっているが、民間にはそれだけの人材がなぜいるのか。</p>	
5	<p>指導員の欠員について、民間委託だと指導員が確保できるのに、直営だと欠員となる理由を詳しく知りたい。（給与や待遇などが市と民間で異なるなめなのか。）</p>	

令和3年12月11日 山二留守家庭児童育成室第1回保護者説明会 事前質問に対する回答

<p>6</p>	<p>資料に社会的ニーズへの対応として、時間の延長、その他でサービスの向上につながっていると書かれていましたが、実際に民間委託された育成室の保護者の意見を聞きたい。良い点、悪い点など。</p>	<p>今年度から運営委託した東佐井寺、西山田育成室の1学期末に実施した保護者アンケートでは、開室時間の延長が嬉しいという意見は一定あり、「工夫してイベントを行ってくれている」や「心配していたが子どもは毎日楽しく通っている」などの意見があります。</p> <p>また、「関係を築いていた先生が総入れ替えになったことで、子供にとって不安な時期があった」「最初の2か月は不安しがなく、担任の先生の顔も分からない状態だったが、このことを伝えてからはかなり改善されてきている」という意見もございます。</p> <p>子供と指導員の関係につきましては、最大6か月の引継ぎ期間でしっかりと構築していき、子供たちが安心して放課後を過ごせるよう環境整備に努めてまいります。</p> <p>その他、現在委託している各育成室の年度ごとの保護者アンケートの結果につきましては、本市ホームページにて閲覧していただけます。</p>
<p>7</p>	<p>今まで委託した育成室で起こったクレームや問題点は何か。</p>	<p>新年度は、特に1年生の下校に関するトラブルが発生しやすい時期で、児童を誤った下校ルートで帰してしまったり、お迎えの児童を集団下校する児童に入れてしまう事案がありました。すぐに確認方法を改め、集団下校時はルートごとに指導員等が児童名を記載したボードを持って児童を確認するように対応しています。</p> <p>また、民間委託をして1年で契約解除をした事例がありました。要因としまして、当初配置予定であった実務経験者が勤務できなくなり、未経験者のみで運営を開始しましたが、保護者対応や連携がうまくいきませんでした。途中から実務経験者を配置したものの、児童との関係構築にも時間を要し、保護者との信頼関係が構築できず、安定的な運営が見込めないと判断いたしました。この事案を受けて、指導員の配置について、担任のうち1人は2年以上の実務経験を有することを義務付けました。また、引継ぎ保育について、引継ぎ期間に加えて、1教室当たりの具体的な日数を示しました。さらには、応募事業者の審査において、合格基準を上げることで厳格化しました。</p>

令和3年12月11日 山二留守家庭児童育成室第1回保護者説明会 事前質問に対する回答

●委託先の選定について		
8	どんな事業者が委託先候補となるのか。その委託先は指導員確保している条件で選定されるのか。	<p><b>【資料9ページを御参照ください。】</b></p> <p>例えば、保育所や認定こども園を運営している社会福祉法人、株式会社や、幼稚園を運営している学校法人、他の留守家庭児童育成室を運営している特定非営利活動法人などが考えられます。</p> <p>指導員の確保につきましては、応募する際には条件としておりませんが、引継ぎ保育は4月から配置予定の指導員により行うこととなりますので、事業者は受託決定後に指導員を採用又は異動等により順次確保することとなります。これまでの委託スケジュールを見直し、受託決定から運営委託を開始するまでの期間をこれまでより長くしていますので、余裕を持って人材確保ができると考えています。</p>
9	運営主体はどのような法人格になる予定か。	
10	事業者を決定する時に重要視することは何か。	<p>応募事業者が提出する事業実施計画書、収支計画書等の書類や事業者へのヒアリング・プレゼンテーションを通して、留守家庭児童育成室の運営方針や支援を要する児童の受入れ、児童虐待への対応、緊急時の連絡体制・安全対策、守秘義務・個人情報の取扱い、職員体制などの評価項目と基準をもとに、総合的に評価を行います。</p> <p>特に重視している項目は、運営方針と職員体制であり、運営方針の中にも児童の健全育成に対する取組や方針、保護者との連携、学校及び地域との連携など、細かく審査の視点となる内容は多岐にわたり、採点の比重を重くしています。</p>
11	指導員の選定は、事業者のみにさせるのか。市はどこまで介入するのか。	<p>指導員の選定につきましては、事業者との雇用関係において行われますので、市が介入することはできません。</p> <p>職員配置につきましては、吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、必要な人数及び資格要件を満たす者を配置することや、従事する職員の名簿提出を業務委託仕様書に明記する予定としており、適正に職員配置がなされているか、職員の実務経験年数及び資格状況等の確認を行ってまいります。</p>

令和3年12月11日 山二留守家庭児童育成室第1回保護者説明会 事前質問に対する回答

12	募集に事業者が1つならどうするのか。最低いくつの事業者が募集してきたら、選定するのか。	応募事業者が1社の場合も一次審査及び二次審査を実施します。二次審査を通過した場合は「選定」となります。
13	<p>以前からですが、現在の育成室の指導員の皆さまには、大変よくみていただき、ご指導も親身になっていただき、現2年生もですが、卒室した兄弟もおかげ様ですくすくと成長しています。</p> <p>子どもの人格を形成する重要な時期に、多くの時間を過ごす育成室での環境は、子ども自身はもちろん、社会にとっても影響を及ぼします。</p> <p>金銭面を重視しすぎず、必要であれば必要な予算を確保して充てていただき、実績があったり信頼のおける委託先の選定が必要ではと感じます。</p>	<p><b>【資料9ページを御参照ください。】</b></p> <p>応募の資格要件として、運営実績のある法人に限定しております。</p> <p>また、指導員の配置について、担任のうち1人は2年以上の実務経験を有することを業務委託仕様書に記載する予定です。</p> <p>育成室委託に伴う環境変化につきましては、事業者とともに引継ぎ保育等を丁寧にを行うことにより、児童のストレスを軽減させてまいります。</p>
<b>●運営について</b>		
14	今までの習慣やルール、子ども達が楽しみにしている年間行事などは引き継がれるのか。	業務委託仕様書において、夏の文化行事、春の文化行事、入室説明会、卒室式に加えて、これまで行われていた行事についても積極的に継続して行うこと（行事の存続については、保護者、地域の理解を得られるよう努めること）と明記する予定であり、事業者には、これまでの直営で行っている取組などもそのまま引き継いでいただくことを基本としているため、保育内容が大きく変わることはございません。
15	現在のすぎのこでは、行事や子ども達で考えて遊びなど（デイキャンプ、すぎのこ祭りなど）を行っていますが、委託後は子どもの学童の過ごし方や行事など、どのように変わるのか。	

令和3年12月11日 山二留守家庭児童育成室第1回保護者説明会 事前質問に対する回答

<p>16</p>	<p>委託運営している学童保育の細かな状況や決まりごとと保護者会のこと、委託前と比べて良くなった点、問題になった点とともに運営側と保護者側の実際の意見を教えてほしい。</p>	<p>保護者会の活動につきましては、教材費等の徴収を事業者が担うことで保護者の負担が軽減されたという声を聞いています。中には業務委託をきっかけに保護者会を解散した育成室もございます。</p> <p>学級懇談会について、各学期1回以上開催することとしておりますが、直営の時と比べて開催頻度が減ることに対し、保護者からは賛否両論の意見をいただいています。一部の委託育成室では、日ごろの保育の様子を知らせるツールとして、写真掲載サイトやネットでの動画配信を活用している育成室もあります。また、希望する保護者には随時個人懇談をするなど、保護者と相談しながら運営をしています。</p> <p>保護者との連絡手段として、メールやライン等のSNSを活用し、双方向での情報伝達をしている育成室もあり、保護者も事業者にとっても連携が取りやすくなったと聞いています。</p> <p>運営について事業者から特段の意見はございません。</p> <p>なお、現在委託している各育成室の年度ごとの保護者アンケートの結果につきましては、本市ホームページにて閲覧いただけます。</p>
<p>17</p>	<p>保育料はいくらになるのか。おやつ代などの保育料以外に追加費用は、業者によって異なるのか。何にどのくらいかかるのか。他の委託業者の例を教えてください。</p>	<p>使用料（保育料）につきましては、委託後においても変更はございません。おやつ代についても実費徴収となるため多少の差異はありますが、概ね市が徴収しているおやつ代も月2,000円と同等の水準でお願いしており、現在の委託育成室では月1,800円から2,000円程度を徴収しています。</p> <p>けん玉やクッキング保育の材料費などの教材費についても受託事業者が徴収することができますので、保護者会で徴収していただく必要はありません。金額は育成室で異なりますが、現在の委託育成室では月600円から1,000円程度を徴収しています。</p>
<p>18</p>	<p>委託された事業者が実際に運営していく中で、その事業者の監査や評価などは市が実施するのか。</p>	<p><b>【資料5ページを御参照ください。】</b></p> <p>本市職員による巡回や保護者アンケートをもとにした毎年の評価のほか、毎年度各育成室の決算書や年間計画の総括と今後の課題を事業者から報告させ、本市担当で保育内容や職員体制、運営に係る収支内容等を確認しております。</p>

令和3年12月11日 山二留守家庭児童育成室第1回保護者説明会 事前質問に対する回答

●指導員について		
19	現在の指導員の先生方を優先的に採用できるのか。	<p>現在勤務している指導員については、欠員が生じている他の直営育成室に人事異動となります。</p> <p>また、全ての育成室の安定的な運営と待機児童の解消を図るためには、委託後に直営指導員を配置することは困難なため、委託までの引継ぎ保育期間を十分に確保し、児童及び保護者との関係を構築したいと考えております。</p> <p>なお、受託事業者での勤務を希望する場合は、指導員本人との雇用契約に基づくことから、転職することを妨げるものではありません。</p>
20	指導員の先生方は、基本的に変えないでほしい。1年生で入室して指導員との信頼関係もできており、また一から関係を作るのは子どもたちにとって負担となる。	
21	<p>民間委託になった場合、現在の山二育成室の指導員達は、別の直営育成室に異動するのか。</p> <p>希望があれば、すぎのこの指導員達が雇用形態（市採用）を変えずに残って一緒に保育してもらえよう制度設計にしてほしい。</p> <p>または、吹田市の雇用から、民間委託業者への雇用が変わって、山二育成室に残ってもらうことは可能か。</p> <p>すぎのこの指導員が携わってくれば、民間委託後の不安が軽減される。（ただし、移動員の先生自身の希望があればということで、すぎのこに残ることを強いるものではない。）</p>	
22	今のすぎのこの指導員に大変満足しているので、今以上のクオリティの指導員であってほしい。	
23	事業者の指導員の資格、人選の方法は。	
24	指導員の資質は維持されるのか。	
25	事業者の指導員はどんな資格を所持し、どれくらいのキャリアのある人なのか。	
26	指導員の経験や資格がある指導員が1クラスに何人配置されるのか。	
27	慣れた指導員達が変わってしまうのか。	

令和3年12月11日 山二留守家庭児童育成室第1回保護者説明会 事前質問に対する回答

28	指導員の性犯罪歴などの確認はするのか。	業務委託仕様書において、未成年者に対する性犯罪歴のある者は配置しないことを明記します。
<b>●おやつ提供について</b>		
29	偏食だが、すぎのこで出してもらっていたおやつによって食べられるものが増えているため、今後家では食べないものに触れる機会を持ち続けることを期待する。	おやつ提供につきましては、補食としての役割もあることを理解し、栄養価や添加物等に注意しながら、これまで直営で提供している内容を確認し、その方針を継続するよう事業者には求めています。
30	おやつも今のまま継続してもらえると安心する。	
<b>●開室時間について</b>		
31	夏休み等長期休業期間中の開室時間はどうか。	<b>【資料4ページを御参照ください。】</b> 公募する要件として、夏休み等の長期休業期間中の開室時間を午前8時からとする予定です。
32	今までどおり、学校行事や学校の予定と連携して開室するのか。例えば、土曜参観や運動会の振替休日は月曜になるが、開室してもらえるのか。学校が休業日になる場合や、引渡し訓練の時の対応など。	学校との連携について、特に学級閉鎖、臨時休校、不審者情報及び事件・事故の情報など、引き続き情報共有を図り、児童や保護者に対しても伝達・共有してまいります。振替休業日や短縮授業の日などにつきましても、直営と同様に対応してまいります。
33	開室時間が拡大することで、費用は変更されるのか。	開室時間の拡大に伴う保育料につきましては、先行実施・モデル事業として実施しており、直営の保育料及び延長保育料と同じ金額で据え置いていますので、現時点では開室時間が長くなることで新たに料金が増えることはありません。
<b>●その他</b>		
34	保護者会や保護者主体の行事はどうか。保護者同士の交流なども含めて教えてほしい。	保護者会は任意団体でございます。業務委託をきっかけに保護者会を解散した育成室もあれば、受託事業者と協議をして、教材費等の徴収を含めて受託事業者が活動の一部を担うことで、保護者の負担を軽減しながら委託前と同様の活動を継続している育成室もございます。

令和3年12月11日 山二留守家庭児童育成室第1回保護者説明会 事前質問に対する回答

35	民間委託後の保護者会、役員は継続するのか。負担は軽減されるのか。	保護者会は任意団体であり、役員の選定や組織の存在について、本市が言及する立場にないことを御理解いただきますようお願いいたします。 事業者選定後に、事業者と保護者の懇談を予定しておりますので、保護者会のこれまでの活動を共有していただき、業務委託後の活動の範囲等を保護者会で決定していただければと思います。
36	保護者会の担当（行事の担当や会長など）はどうか。（廃止されるのか、現在のまま残るのか。）	
37	配慮を要する児童に対して、今のような支援を引き続き受けられるのか。	委託後の育成室におきましても、引き続き、配慮を要する児童のための加配職員の配置決定は本市が行い、市のスーパーバイザーが定期的に巡回して児童の状況確認を行い、保育に対する助言等の支援も行っております。 なお、運營業務委託仕様書には、市が提供する療育施設の職員等による助言を参考の上、介助や発達段階に応じた適切な保育を実施することや、特別支援学校から登室する場合、通学バスのバス停へ児童を迎えに行くことについて記載する予定です。
38	開室時はいつでも保護者が見学できるのか。	学校及び育成室の安全管理上、事前に事業者等への連絡が必要となりますが、保育及び学校の運営に支障がない範囲で見学していただくことはできます。
39	指導員が変わる以外にデメリットはあるのか。	デメリットといたしましては、委託に伴う指導員の交代や受託事業者が提供するプログラムなど保育環境の変化による負担が生じることが考えられます。委託に伴う環境変化につきましては、事業者とともに引継保育等を丁寧に行うことにより、子供たちが安心して放課後を過ごせるよう環境整備に努めてまいります。